○厚生労働省令第四十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項及び第三項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万八千四百八十五円九十四銭を超える場合は四万八千四百八十五円九十四銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額／当該都道府県の平均被保険者数 ×0.375417661 ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九三四二六一四一六五七六を超える場合は〇・〇九三四二六一四一六五七六とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額／当該都道府県の平均被保険者数 ×0.000000723381 二　次に掲げる額の合算額 イ　一万千七百二十六円八十六銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二二四四三四〇三七五八に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　次に掲げる額の合算額 イ　一万三千九百十五円〇〇銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一八八〇〇七〇三二九二に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）	（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万五千八百九十五円四十三銭を超える場合は四万五千八百九十五円四十三銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額／当該都道府県の平均被保険者数 ×0.376516073 ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇八八六九三九八三四五九五を超える場合は〇・〇八八六九三九八三四五九五とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額 調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額／当該都道府県の平均被保険者数 ×0.000000727626 二　次に掲げる額の合算額 イ　一万千四百七十二円五十一銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二二〇七〇二二八五六一に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　次に掲げる額の合算額 イ　一万四千九十四円九十四銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一九〇三七〇三二八〇三に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）